

都心臨海部の魅力向上につながる公共空間活用の提案募集

- 募集要項 -

1 趣旨

公園や道路、港湾緑地、河川等の公共空間は、都市の骨格をなすとともに、新たな魅力や賑わいを生み出す貴重な資源であり、持続可能なまちづくりに向けて、公民連携により活用していくことが必要です。

とりわけ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、更なる魅力向上が求められる都心臨海部には、多くの公共空間が存在していることから、複数の公共空間を面的に活用することにより、回遊性を高めるとともに、地域のネットワーク形成や新たな賑わいの創出に寄与するモデル事業として、取組提案を募集し、提案者に市と連携して事業を実施していただくものです。

2 対象エリア

都心臨海部再生マスタープランのエリアのうち、「東神奈川臨海部周辺地区」、「みなとみらい 21 地区」、「関内・関外地区」を対象とします。(別紙 1 参照)

※次のエリアは、それぞれの事業計画において、既に活用検討が進められているため、今回の募集では対象外とします。

「横浜駅周辺地区」、「山下ふ頭周辺地区」

3 対象施設

公園、道路、港湾緑地、河川（具体的な施設は、別紙 2 参照）

※複数の公共空間を面的に活用する提案を求めます。

※次の施設は、既に活発に活用されていたり、本市の事業に伴い活用検討が進められているため、募集の対象外とします。

「大通り公園」、「北仲通北第一・第二・第三公園」、「桜木町駅前広場」、「赤レンガパーク」、「大岡川」

※特定の施設に提案が集中した場合、実施場所・実施時期等の調整を行う場合があります。

4 募集条件

次の項目を全て満たす提案を募集します。

- (1) 複数の公共空間を面的に活用することにより、回遊性を高め、地域のネットワーク形成や新たな賑わい創出に寄与する。
- (2) 各公共空間本来の機能や立地条件、特性を踏まえ、市民や来街者が利用または参加でき、地域住民や既存の活用団体等への配慮がある。
- (3) 公共空間の美化や景観向上、環境改善に寄与する。
- (4) 所定の手数料を含め、事業に関わる経費は提案者が負担する。
- (5) 建築行為は行わない。

5 事業期間等

事業は、平成 30 年 3 月から平成 31 年 3 月の間に開始し、期間は原則 1 年以内とする。

6 提案例

- (1) 複数の公共空間をイベント等の実施場所として一体的に管理、運営。大規模イベントだけではない、小規模プログラムの複数展開等により、休日以外の地域の魅力向上にも寄与。事業収益の一部で実施場所周辺的环境整備が行われる（もしくは、事業収益の一部が公共空間の管理費として市へ寄付される）他、管理・運営事業者を中心に、既存の活動団体やまちづくり団体等につながりが生まれ、複数イベントの同日開催といった連携が図られ、回遊性が生まれるとともに、地域ネットワークも形成されている。
- (2) ヨガやSUP、焚火体験や宿泊体験など、さまざまなアウトドアプログラムを地域の公園・河川等にて一連で実施。都会でありながら非日常体験ができる地域として、賑わいが生まれるとともに、プログラム実施のために環境整備が行われ、活用が進んでいない夜間における取組となる宿泊体験に伴う見回りにより、地域の防犯性も向上している。
- (3) 国際会議や大規模なスポーツ大会等の開催に合わせ、都心臨海部の夜間の景観を活かしながら、屋外にて飲食や音楽を楽しめるイベント、周辺施設と連携したプログラム等を地域の公共空間で面的に実施。環境の向上が期待される夜間の取組充実により、観光振興を促進し、賑わいの創出を図るとともに、おもてなしの空間創出に向けた取組を連携して行うことにより、地域ネットワークも形成されている。
- (4) 環境向上に資する、遊具や植物等の製品、その他サービスの展示・PRを地域一帯の公共空間で実施。来街者・従業員・居住者にとって居心地の良い、快適な空間を創出する。

※提案内容は、例に限定されるものではありません。

※例に沿った内容でも、調整の結果、実施できない場合があります。

7 横浜市が行う協力について

- (1) 提案いただいた事業については、実現に向けた本市庁内や地域との調整に際して、政策局共創推進課及び関係部署がサポートします。
- (2) 他の民間事業者との連携を希望する場合は、条件を伺った上で、政策局共創推進課にてご紹介やマッチングが可能な場合もあります。
- (3) 実現事業については、政策局共創推進課にて広報PRの協力を行います。
- (4) その他、提案内容に応じた支援を行います。

8 申込方法

別添の提案書（様式1）に必要事項を記入し、E-mailに添付の上、期間内に下記提出先まで申込みください。

※提案書その他、企画書や関連資料の添付も可能です。

※メール件名：【公共空間活用提案】としてください。

- (1) 提出期限

平成30年3月9日（金）17時まで

- (2) 提出方法

電子メール ※発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

- (3) 提出先

政策局共創推進課 担当：河野、松原

E-mail：ss-ppp@city.yokohama.jp

TEL：045-671-2226

9 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容については疑義のある場合は、次により質問書（様式2）を提出してください。質問内容及び回答については、政策局共創推進課ホームページ上にて公表します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

平成30年1月24日（水）17時まで

(2) 提出方法

電子メール ※発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(3) 提出先

政策局共創推進課 担当：河野、松原

E-mail：ss-ppp@city.yokohama.jp

TEL：045-671-2226

(4) 回答日及び方法

平成30年1月31日（水）までに政策局共創推進課ホームページにて回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/>

10 提案受付後の取扱い

(1) 提出書類に基づくヒアリング等により、「募集条件」への適合、地域の魅力向上への寄与や本市施策との整合性等を踏まえて、評価委員会での評価を行います。

(2) (1)の結果、公民連携で取り組むべき内容と評価した提案については、実施に向けての詳細協議を開始し、市のサポートを受けながら、提案者にて地元調整や関係機関等との協議、許認可手続きを行い、可能なものから順次実施します。

11 評価に関する事項

提案書の評価に関しては、次に示す委員会にて行います。

名称	都心臨海部における公共空間活用提案評価委員会
所掌事務	提案書の評価に関すること
委員長	政策局 副局長
委員	政策局 政策課担当課長、共創推進課担当課長 財政局 公共施設・事業調整課保全・利活用計画担当課長 文化観光局 企画課長、観光振興課長 環境創造局 政策課みどり政策調整担当課長 都市整備局 企画課長、都市デザイン室長、都心再生担当課長、みなとみらい21推進課長 都市整備局 地域まちづくり課長 道路局 企画課長 港湾局 賑わい振興課長
臨時委員	神奈川区・西区・中区・南区 区政推進課長 都市整備局 都心再生課担当課長 ※対象施設に応じて参加

12 スケジュール

募集開始から事業実施までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

日程	内容
平成 30 年 1 月 10 日 (水)	提案募集開始
平成 30 年 1 月 24 日 (水)	質問書提出期限
平成 30 年 1 月 31 日 (水)	質問書に対する回答
平成 30 年 3 月 9 日 (金)	提案書提出期限
平成 30 年 3 月	評価
平成 30 年 3 月以降	詳細協議・調整、許認可手続き、事業実施

13 留意点

提案にあたっては、以下の事項につき了承いただいたものとみなしますので、提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からのご提案は受け付けません。
※グループでのご提案は可能
- (2) 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案の受け付け、調整を行うことはできません。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 本市の施策・規定や各施設の留意事項（別紙 2 に記載）に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ウ 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
 - エ 公共性や公平性に問題がある等、その他、横浜市が連携を行うにあたりふさわしくない判断した場合
- (3) 提案内容や調整の結果により、前記(1)や(2)の事実が判明した場合は、提案者との対話・調整は中止します。
- (4) 提案に関する関係者との調整には、非常に時間がかかることもあり、提案内容や対話・調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- (5) 提案は、提案者から本市への契約の申込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (6) 提案の成立・不成立に関わらず、横浜市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (7) 対話の結果、又は法令や本市の契約上のルール等により、いただいた提案に関して、あらためて公募等の手続きが必要になる場合があります。その際、本市が提案者から得た情報の全部又は一部に基づき、公募等のための仕様を作成させていただくこともありますので、その利用につき、事前に協議させていただきます。
- (8) 提案後の対話調整及び実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報に関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- (9) 提案は、横浜市のホームページ（政策局共創推進課ページ）に、実現後、提案者や具体的内容等について公表をする場合がありますので、公表を望まない場合は、ご相談ください。
- (10) 提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (11) 提案の実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、内容及び企画書等の資料など、情報の公開・提供を行うことがあります。もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに政策局共創推進課まで、お伝えください。

14 問合せ先

政策局共創推進課 担当：河野、松原

横浜市中区港町1-1 横浜市庁舎7階

TEL:045-671-2226 / E-mail:ss-ppp@city.yokohama.jp